私立幼稚園児の保護者の皆さんへ 就園奨励費補助金について

各私立幼稚園、教育委員会教育総 務室(☎84-5072)

市では、市内に住所を有し、満3 歳以上の幼児が私立幼稚園(市外の 私立幼稚園を含む)へ通園している 世帯に対し、所得の状況に応じ、入 園料と保育料を軽減するための就 園奨励費補助を行っています。

希望する人は、6月17日(水)ま でに通園している幼稚園へお申じ し出ください。

※子ども・子育て支援新制度に移 行した幼稚園は対象となりま せん。通園している幼稚園へご 確認ください。

対象世帯

- ▷平成27年度に納付すべき市民 税が非課税となる世帯
- ▷平成27年度に納付すべき市民税 の所得割が非課税となる世帯
- ▷平成27年度に納付すべき市民 税の所得割課税額が171.600円

に下記の①・②の合計を加えた 額以下の世帯

- ①16歳未満の扶養親族の数× 19.800円
- ②16歳以上19歳未満の扶養親 族の数×7.200円

(年齢は、平成26年12月31日現在)

- ▷幼稚園に同時就園している、ま たは小学1~3年生の兄・姉が いる世帯
- ▶生活保護法の規定により、保護 を受けている世帯

土砂災害警戒区域と特別警戒区域に指定

建設部維持修繕室 **(☎**84−5129)

平成27年3月31日に県より区域指定の告示がされ、土砂災害警戒区域と特別警戒区域として関町 市瀬、関町新所、小川町、辺法寺町、両尾町、川崎町、太森町の一部の地域が新たに指定されました。

土砂災害警戒区域とは

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民 等の生命または身体に危害が生じるおそれ があると認められる区域であり、危険の周 知、警戒避難体制の整備が行われます。

土砂災害特別警戒区域とは

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物 に損壊が生じ住民等の生命または身体に著し い危害が生じるおそれがあると認められる区 域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物 の構造規制が行われます。

X 域 で

警戒避難体制の整備

土砂災害から生命を守るため、災害 情報の伝達や避難が早くできるよう に地域防災計画に定められ、警戒避難 体制の整備が図られます。

特別警戒区域ではさらに





特定開発行為に対する許可制

住宅宅地分譲や災害時要援護者関連施設 の建築のための行為は、基準に従ったものに 限って許可されます。

建築物の構造規制



居室を有する建築 物は、建築基準法に定 められた、作用すると 想定される衝撃等に 対して建築物の構造 が安全であるかどう か建築確認がされま

建築物の移転等の勧告

著しい損壊が生 じるおそれのある 建築物の所有者等 に対し、移動等の勧 告が図られます。 移転については、

住宅金融支援機構 の融資等の支援を 受けられます。



※詳しくは県ホームページまたは市ホームページをご覧いただくか、建設部維持修繕室、建設部 建築開発室、建設部営繕住宅室、企画総務部危機管理局危機管理室へお問い合わせください。